

自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要

激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震等の自然災害から県民の命を守るために必要な3つの要素「自助」「共助」「公助」を強化し、災害における被害の軽減と早期復旧を図る。

事業主体

県

対象事業等

- (1) 自助力強化事業

「耐震化（家具の固定を含む。）」「早期避難」「備蓄」の3つの減災行動を中心に、年間を通じて情報発信を行うとともに、災害への備えにつながる県民参加型の防災イベント等を実施し、県民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

 - ・テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等を活用した防災啓発情報の発信強化
 - ・県防災の日（5月第4日曜日）等における防災啓発イベントの実施
- (2) 共助力強化事業

防災意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダー（防災士）の育成に取り組むとともに、防災士を活用した避難所運営訓練等を通して、自主防災組織の活動を支援し、県民が互いに助け合う「共助の力」の強化を図る。

 - ・地域防災の中核的役割を担う防災士の養成研修
 - ・防災士スキルアップ研修
 - ・地域の防災力向上事業（防災専門家による研修会、防災士出前講座、避難所運営訓練や地区防災計画作成の支援を実施）
 - ・自主防災組織育成助成事業（補助率1／3以内、1／4以内）等
- (3) 公助力強化事業

県及び市町村職員を対象に災害が発生した場合の災害応急対応業務及び住家の被害認定、罹災証明発行等に関する研修を実施

県 主 管 課 名	総務部 危機管理局 危機管理課 (防災企画担当)	電 話 番 号	2 6 - 7 0 6 6 内 線 : 8 3 1 4
-----------	-----------------------------	---------	--------------------------------

減災力強化推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>南海トラフ地震・津波から県民の生命を守るためには、津波避難タワー等の整備が必要であるため、沿岸市町に対する支援を行う。 また、市町村の高台等の避難場所や避難経路の整備、指定避難所の機能強化、避難訓練に対する支援を行い、県民の大規模災害からの安全確保を推進する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村</p>		
<p>対象事業等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波避難施設整備促進事業（交付金） 津波避難対策緊急事業計画（南海トラフ地震対策特措法第12条）に基づき津波避難タワー等の新設を行う沿岸市町に対して支援を行う。 2 避難場所・指定避難所・避難経路等整備促進事業（補助金） 市町村が大規模災害に備え実施する避難場所確保対策（避難場所の整備、避難経路・高台等への階段、表示板の整備など）や指定避難所の機能強化に対して支援を行う。 3 地域避難訓練活性化事業（補助金） 市町村が実施する共助による訓練（学校・民間企業等との合同訓練、福祉施設等との要支援者対象の訓練、夜間訓練、図上訓練、避難計画作成など）に対して支援を行う。 		
<p>補助率等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波避難施設整備促進事業 （交付額）公共事業等債充当後の一般財源相当額全額（ただし、交付金算定対象は本体工事費及び用地補償費とする） 2 避難場所・指定避難所・避難経路等整備促進事業 （補助率）1/3、1/4 （補助限度額）700千円/1か所 3 地域避難訓練活性化事業 （補助率）1/2、1/3 （補助限度額）100千円/1か所 		
<p>県主管課名</p>	<p>総務部 危機管理局 危機管理課 (南海トラフ・大規模災害対策担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7949 内線：8313</p>

地域防災組織育成助成事業
(コミュニティ助成事業)

— (一財) 自治総合センター —

事業の目的・概

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

事業実施主体

- 事業区分に従い、次のとおり
- ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織
 - イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ 市町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ 市町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合

対象事業等

- ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業
- ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業
- エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業
- オ 女性消防隊が初期活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消火ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業
- カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業

補助額

- ア 30万円から200万円まで
- イ 50万円から100万円まで
- ウ 100万円を上限とする。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
- エ 40万円を上限とする。
- オ 100万円を上限とする。
- カ 100万円を上限とする。

県内事例

令和4年度実績
小林市、串間市、西都市、えびの市、木城町、都農町、美郷町

県主管課名	総務部 危機管理局 危機管理課 (防災企画担当)	電話番号	26-7066 内線：8308
-------	-----------------------------	------	--------------------

応急対策受援体制構築支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>平成28年4月に発生した熊本地震における発災後の被災者等への支援に係る課題等を踏まえ、県内市町村が策定する受援計画等に位置付けられる拠点等の機能強化のための資機材の調達等に対して支援を行う。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>県の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、市町村が策定する受援計画に位置付けられた拠点等について、運営に必要な資機材の調達等にかかる費用について補助を行う。</p>		
<p>補助額</p>	<p>※ 県内市町村が受援計画等（地域防災計画の見直しを含む）を策定することを前提とする。</p> <p>（補助率） 1 / 3、1 / 4</p> <p>（補助限度額） 3, 0 0 0 千円</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>総務部 危機管理局 危機管理課 (南海トラフ・大規模災害対策担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>2 6 - 7 9 4 9 内線： 8 3 1 8 8 3 1 3</p>

みやざき消防力強化・支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	大規模災害時の災害現場における消防団員の消防活動に必要とする資機材を整備する。		
事業実施主体	市町村（一部事務組合を含む）		
対象事業等	消防活動資機材整備事業 ① 新規団員等への資機材整備支援 8,650千円 災害活動時の消防団員の安全性を高めるために必要な資機材整備に対する支援 ② 大規模災害対応のための資機材整備支援 26,000千円 大規模災害に対応するために必要な資機材整備に対する支援		
補助率	1／3以内（財政力指数により1／4以内）		
県内事例	令和4年度交付実績 1 消防活動資機材整備事業 ① 新規団員等への資機材整備支援 宮崎市外9団体（活動服、防火衣、安全靴など） ② 大規模災害対応のための資機材整備支援 宮崎市外18団体（化学防護服、消防用ホース、可搬式散水装置、救助用ロープ、投光器、小型ポンプ付積載車など）		
県主管課名	総務部 危機管理局 消防保安課 (消防担当)	電話番号	26-7627 内線：8323

防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）

（事業開始年度：平成24年度）

— 国土交通省都市局都市安全課 —

事業の目的・概要

密集市街地や大規模な災害が想定される市街地（浸水想定区域、土砂／津波／火山災害警戒区域（地域）等）において避難路、避難施設の整備等のハード対策から、危険度判定調査等のソフト対策まで、多種多様なメニューにより、総合的な防災対策を支援する。

対象事業等

- (1) 災害危険度判定調査
 - 〔目的〕地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性の認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の機運を高める。
 - 〔交付対象〕建物倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度の判定に関する調査
 - 〔事業主体〕都道府県、市町村
 - 〔交付率〕1／3
- (2) 住民等のまちづくり活動支援
 - 〔目的〕住民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。
 - 〔交付対象〕地区住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会の活動への助成、地区のまちづくり方針の作成
 - 〔事業主体〕市町村
 - 〔交付率〕1／3
- (3) 地区公共施設等整備
 - 〔目的〕都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。
 - 〔交付対象〕密集市街地における防災上重要な都市公園、地区公共施設（道路、公園、広場など）、地区緊急避難施設（指定緊急避難場所、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫など）
 - 〔事業主体〕都道府県、市町村
 - 〔交付率〕1／2（用地費1／3）又は2／3※

※南海トラフ特措法に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施され、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所又は避難経路の整備

県内事例

宮崎市全域（宮崎市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 延岡市全域（延岡市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 日南市全域（日南市）：地区公共施設等整備
 日向市全域（日向市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 串間市全域（串間市）：災害危険度判定調査、地区公共施設等整備
 新富町全域（新富町）：地区公共施設等整備
 高鍋町全域（高鍋町）：地区公共施設整備等

県主管課名	県土整備部 都市計画課 （街路・まちづくり担当） 総務部 危機管理局 危機管理課 （南海トラフ巨大地震対策担当）	電話番号	26-7192 内線：6984 26-7949 内線：8310
-------	---	------	--